

介護支援専門員の各種手続きについて

● 各種手続きについて

1 介護支援専門員資格登録簿への登録及び介護支援専門員証の交付について

具体的な手続き及び関係様式については、県庁高齢福祉課のホームページでご確認ください。<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/index.html>

(1) 介護支援専門員資格登録簿への登録について

(2) 介護支援専門員証の交付について（通常の事務処理）

申請書の受付は、毎月10日を締切日とし、20日を交付日といたします。

(3) 実務研修修了後の手続きについて（実務研修修了時にも案内あり）

ア 実務研修修了後、登録と介護支援専門員証の交付を希望する場合

イ 実務研修修了後、登録のみで介護支援専門員証の交付を希望しない場合

ウ 当初登録のみの方で、その後、介護支援専門員証の交付を希望する場合

2 登録の移転について(登録している都道府県を変更する場合)

(1) 愛知県に登録している方が他の都道府県に登録を移転したい場合

まずは、登録の移転先となる都道府県に登録移転の可否又は申請に必要な書類についてご確認ください。

(2) 他の都道府県に登録している方が愛知県に登録を移転したい場合

▼愛知県では、介護支援専門員証の有効期間が満了している方については登録受け入れをしておりません。再研修を修了のうえ、手続きをお願いします。

3 氏名、住所の変更届について

登録していただいている氏名、住所に変更があった場合は、速やかに変更の手続きをしてください。

4 介護支援専門員が死亡又は欠格事由に該当した場合

介護保険法第69条の5の規定により、死亡した場合や成年被後見人又は被保佐人など欠格事由に該当することとなった場合には、所定の者（相続人、後見人等）が愛知県知事（又は届け出義務者の住所地の都道府県知事）に事実があった日から30日以内に届け出ることとされています。

5 介護支援専門員が登録を消除する場合(本人から申請による場合)

6 介護支援専門員の再交付について

再交付につきましては、紛失、汚損、破損した場合などが該当します。

●更新について

介護支援専門員証（有効期限：5年）の更新をするためには、各自必要な研修を修了後、更新申請の手続きを適切に行っていただく必要があります。

この更新手続きにつきましては、現在、有効期間満了日の半年前から受付を開始しております。ただし、有効期限内に介護支援専門員証の交付を希望される場合は、期限が切れる40日前までに申請を行ってください。（期限の直前に申請されても交付は可能ですが、利用者からの提示希望に対し適切な対応ができなくなります。）

更新研修を受講されていても更新手続きを失念されると再研修の受講等が必要になり、再交付されるまでの間は、介護支援専門員としての業務ができなくなります。

手続きに必要な申請書類は県庁高齢福祉課のホームページでご確認ください。

なお、有効期間の終期について個別の案内はしておりませんので、各自で気をつけてください。

●欠格事由について

介護支援専門員には、登録を受けることが出来ない、「欠格事由」が介護保険法に明記されています。

申請書にはしっかりと理解された上で記載してください。

（参考）「欠格事由に関する介護保険法の規定」

（介護保険法：介護支援専門員の登録）

第69条の2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 六 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年

を経過しない者

七 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

【注意1】

(国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるもの)

児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、薬事法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、障害者総合支援法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

【注意2】

上記欠格事由の二、三に該当する方とは、判決の言い渡しがあった後、法定の控訴又は上告の期間を経過して判決を確定した方をいい、現に公判、控訴又は上告中の方は除かれます。

なお、禁錮以上の刑とは、禁錮、懲役及び死刑をいいます。上記欠格事由の二には執行猶予期間中の方も刑に処せられた方に含まれますが、刑に処せられることなく執行猶予期間を過ぎた方は含まれません。

●指定研修機関について

実務研修、更新研修、専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話 052-212-5516

主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修

愛知県シルバーサービス振興会

電話 052-223-6621

主任介護支援専門員更新研修

愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

電話 052-265-6398

※各研修の詳細につきましては、各研修の実施機関にお問い合わせください。

●研修内容の改正について

平成 28 年度から各研修内容が大幅に改正されました。

研修の修了時期が従来よりも遅くなっておりますので、研修企画情報には気をつけてください。

●主任介護支援専門員更新研修について

平成 28 年度に創設されました主任介護支援専門員更新研修については、以下の特例による経過措置が設けられております。更新を行う方は、余裕をもって適切な時期に受講していただきますようお願いいたします。

【特例による経過措置】

主任介護支援専門員研修を修了した年度	主任介護支援専門員更新研修の受講期限
平成 18 年度から平成 23 年度	平成 31 年 3 月 31 日
平成 24 年度から平成 26 年度	平成 32 年 3 月 31 日

●主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間についての取扱いについて

平成 29 年 4 月 1 日にて介護保険法施行規則が一部改正されたことに伴い、厚生労働省老健局長からの通知（平成 29 年 5 月 18 日付け老発 0518 第 6 号）にて、主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間についての取扱いが示されました。

内容といたしましては、上記に示しました特例による経過措置の者が主任更新研修を修了した場合、原則、介護支援専門員証の有効期間を**主任更新研修修了証書の有効期間に置き換える**こととし、両方の有効期間を揃えることとなっております。

また、上記以外の者（平成 27 年度以降に主任研修を修了した者）についても、ほぼ同様の取扱いとなっております、主任更新研修を修了した場合、原則、介護支援専門員証の有効期間を**主任研修が修了した日の 5 年後の応当日から起算した 5 年間を有効期間として置き換える**こととし、両方の有効期間を揃えることとなっております。

ただし、対象者からの申し出により、それを行わないこともできます。

この取扱いにつきましては、愛知県のホームページに掲載しておりますので、該当する方は、ご確認をお願いします。

ケアマネ悩み相談コーナーのご案内

ケアマネジャーのみなさんへ
仕事上での悩みや相談を
なんでもお気軽にご相談ください。
コーディネーターがサポートします。
秘密厳守、相談料は無料です。



< 相 談 窓 口 >

◇ 相 談 日 時 毎週火曜日・木曜日（祝祭日を除く）
午後 1 時～午後 4 時 45 分
コーディネーターが、ケアマネジメント業務全般の相談に応じます。

◇ 相 談 方 法 電話にて対応致します。
来訪については、予約の上、対応いたします。

・ 電 話 0 5 2 - 2 6 5 - 6 4 0 4

◇ 相 談 場 所 名古屋市中区松原 3 - 7 - 1 5 光葉ビル 2F
一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

介護職員等による喀痰吸引等に係る研修制度の概要

平成24年4月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られているなど、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できるようになりました。

実施可能な行為は・・・

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

☆ 具体的な行為は

- ⇒ ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ 介護職員等が実施できる行為は、受講した研修の課程や実地研修の内容により異なります。

介護職員等がたんの吸引等をできるようになるためには・・・

- 介護福祉士（平成28年度～）

（資格取得前に介護福祉士養成施設又は実務者研修で医療的ケアのカリキュラム（講義、演習）を履修した方）

- ⇒ 喀痰吸引等の行為に係る実地研修を修了していない場合は、就業後、登録喀痰吸引等事業者（平成28年度～）で実地研修を受講

※ 登録喀痰吸引等事業者とは、自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者で、「社会福祉士及び介護福祉士法」などの法令で定められた要件を満たしている事業者として、知事の登録を受けた事業者のことです。事業者の登録に係る窓口は、高齢福祉課又は障害福祉課となります。

- 上記以外の介護職員等

（医療的ケアのカリキュラムを履修していない介護福祉士やホームヘルパーなどの介護職員、特別支援学校教員等）

☆ 介護福祉士の資格取得を目指す方

- ⇒ 介護福祉士養成施設又は実務者研修で医療的ケアのカリキュラム（講義、演習）を履修後、喀痰吸引等の行為に係る実地研修を受講

☆ 介護福祉士の資格取得を目指さない方

- ⇒ 登録研修機関で研修（講義、演習、実地研修）を受講

介護職員等が喀痰吸引等研修を受講するためには・・・

- 愛知県では、「社会福祉士及び介護福祉士法」で定められた要件を満たしている事業者を登録研修機関として登録し、その事業者が実施しています。

受講を希望される方は、各登録研修機関へ直接、お申込みください。

地域福祉課ホームページでの開催案内（<http://www.pref.aichi.jp/chiikifukushi/>）

喀痰吸引等研修のカリキュラムは・・・

○ 研修は、3種類のカリキュラムがあります。なお、第1号研修と第2号研修の基本研修は同じカリキュラムです。

区分	研修内容	基本研修	実地研修
第1号研修・第2号研修	不特定多数の方に対して、 たんの吸引 〔 口腔内・鼻腔内・ 気管カニューレ内部 及び 経管栄養 〔 胃ろう又は腸ろう・ 経鼻 を行うための研修	講義（50時間） と 演習 演習の科目 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 ⑥救急蘇生法 ◇演習回数：⑥は1回以上、 他は各5回以上 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、演習及び 実地研修において各所定の回数を別途行う必要があります。	第2号研修は、次のいずれか必要な行為の実地研修を受講 実地研修の科目 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 ◇回数：①は10回以上、 他は各20回以上
第3号研修	特定の方（利用者と介護職員等とのコミュニケーションなど個別的な関係性が重視されるケースに対応するもので、筋萎縮性側索硬化症又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等を患っている療養患者の方や障害のある方）に対して、<u>たんの吸引や経管栄養を行うための研修</u>	講義 と 演習 （9時間） 演習の科目 喀痰吸引等に関する演習	特定の者に対する、次のいずれかの必要な行為のみを受講 実地研修の科目 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

登録研修機関で研修を修了したら・・・

○ 次の1から3の手続きが終了すると、特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などにおいて、医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等を行うことができます。

- 1 研修修了者は、研修機関で発行された修了証明書のほか必要書類を添付し、定められた様式により、愛知県健康福祉部地域福祉課へ「認定特定行為業務従事者認定証」の交付の申請をします（ホームページに手続きの案内を掲載しています）。
- 2 県において研修を修了していること等を確認した後、「認定特定行為業務従事者認定証」が交付されます。
- 3 認定証を有する介護職員が所属する事業所は、当該介護職員が喀痰吸引を行うために事業所としても登録の手続き（登録事業者の申請）を行うことが必要です。

⇒申請先：高齢福祉課介護保険指定・指導グループ又は障害福祉課事業所指定・指導グループ

平成30年度地域密着型サービス外部評価の実施について

認知症対応型共同生活介護事業所は、原則として毎年度1回以上、県が指定した外部評価機関による外部評価を受審しなければなりません。

○ 制度の根拠法令

地域密着型サービス外部評価・・・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第86条第2項

○ 実施回数

原則年1回

○ 軽減措置について

本県においては平成26年度から、以下の外部評価軽減要件を過去5年間継続して実施している事業所にあつては、外部評価（訪問調査）の実施が2年に1回に軽減されます。

ただし、軽減措置が認められた事業所であっても「自己評価」及び「目標達成計画」を所管の市町村へ提出し、WAM-NETへ公表する必要があります。

外部評価軽減要件

- ① 「自己評価及び外部評価」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。
- ② 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- ③ 運営推進会議に、事業所の存する市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- ④ 「自己評価及び外部評価」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

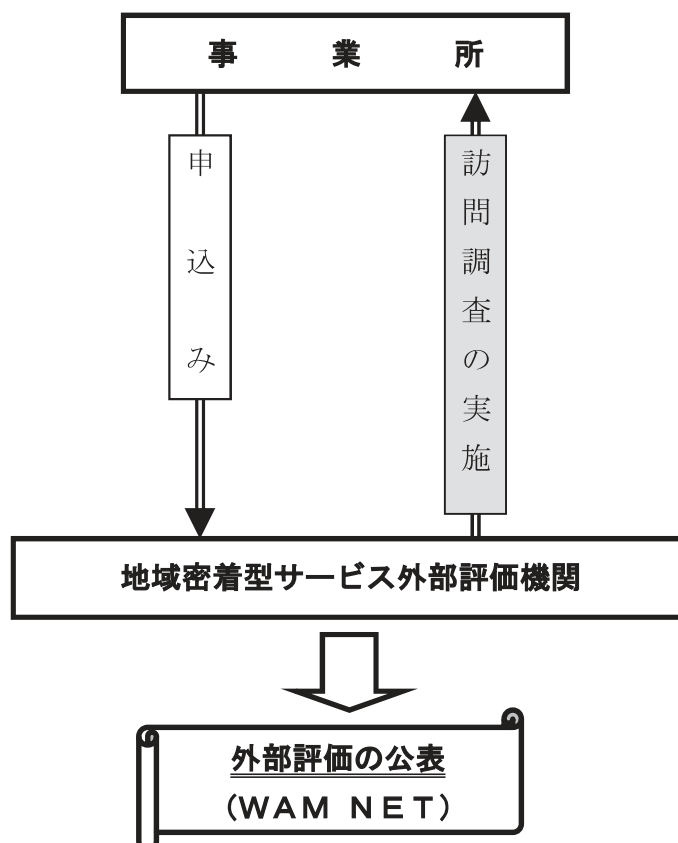
○ 小規模多機能型居宅介護の平成27年度からの外部評価

小規模多機能型居宅介護事業所については、平成27年度以降、外部評価機関による外部評価ではなく、事業所が自らサービスの質の評価を行い、運営推進会議で報告した上でその結果を公表する必要があります。

○ 指定評価機関（7 機関）

評価機関の名称	所在地	連絡先
特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント	〒476-0015 東海市東海町 2-6-5 かえでビル 2 F	052-693-7891
特定非営利活動法人 「サークル・福寿草」	〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町 13-19	052-871-7400
株式会社 中部評価センター	〒458-0825 名古屋市緑区左京山 104 加福ビル左京山 1 F	052-623-7401
特定非営利活動法人 なごみ（和）の会	〒464-0853 名古屋市千種区小松町 5-2-5	052-732-6688
株式会社 ユニバーサルリンク	〒463-0035 名古屋市守山区森孝三丁目 1010 番地	052-768-5619
株式会社第三者評価機構 愛知評価調査室	〒467-0815 名古屋市瑞穂区本願寺町 2 丁目 74	052-918-2982
一般社団法人 福祉サービス評価センター	〒454-0822 名古屋市中川区四女子町 1 丁目 59 番地の 1	052-351-8038

○ 地域密着型サービス外部評価 概念図



登録特定行為事業者の登録申請等について

手続きについて

1. 新規登録申請（様式第1）

申請の受付は毎月15日を締切日とし、登録日は翌月1日付けとなります。手続きの完了までに最長で概ね1か月半を要する場合があります。

登録通知書については、登録日の前月末に交付します。

申請に当たっては、窓口受付となりますので、日時をご予約の上、ご来庁ください。

また、申請に当たっての提出書類については、「登録特定行為事業者登録申請等の提出書類一覧」をご確認ください。

なお、申請は事業所ごと、サービスごとに必要となります。

（例：老人福祉施設と短期生活入所介護でサービスを提供する場合は、申請書は2部必要です。予防サービスは、申請書を別葉にする必要はありません。）

2. 業務追加登録申請（様式第2）

申請の受付については、新規登録申請と同様の扱いとします。

3. 登録事項変更届出（様式第3）

届出の受付は、次の①から③までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、④に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、その旨を届け出てください。（**郵送届出可**）

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②事業所の名称及び所在地

③喀痰吸引等業務開始の予定年月日

④その他厚生労働省令で定める事項（従事者名簿の変更等）

4. 登録辞退届出（様式第4）

特定行為業務を行う必要がなくなったときは遅滞なく、その旨を届け出てください。（**郵送届出可**）

ホームページのご案内

高齢福祉課ホームページ上で、登録事業者一覧及び様式等を掲載しています。下記URLをご参照ください。

「介護職員等による喀痰吸引等業務の登録申請等について」

<http://www.pref.aichi.jp/korei/kakutankyuuin/kakutankyuuin.html>

愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金

1 事業内容

介護保険事業所が介護ロボットを導入した場合に、事業者からの申請に基づき購入に係る経費の一部を補助する。

(1) 対象機器

ロボットの使用目的が、日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであり、その機能が、①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う、一連の要件を満たすロボットであること。

(2) 補助対象額

1 機器につき補助額は30万円とする。ただし60万円未満のものは価格に二分の一を乗じて得た額を上限とする。

補助の対象となる機器の台数は、施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数、在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。

(3) 対象事業所

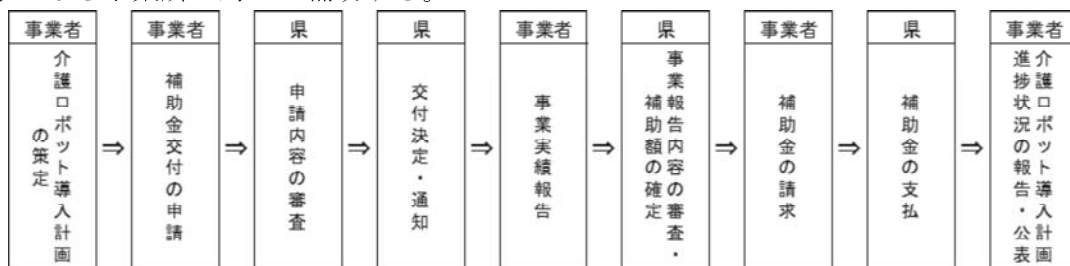
県内すべての介護保険事業所（政令市・中核市含む）を対象とする。

また、地域密着型サービス（市町村所管）も対象とする。

※下線部は平成30年度拡充箇所

2 申請手続

介護ロボットの導入を希望する事業者からの申請に基づき、申請内容を審査し、対象となる事業所に対して補助する。



なお、介護ロボットを導入する事業者は、介護従事者負担軽減のための導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容を記載した介護ロボット導入計画を作成し、広く周知することとする。また、導入後3年間は、上記計画の進捗状況及び導入の効果を県に報告するとともに、広く周知することとする。

3 平成30年度予算額 12,000千円

4 ホームページ

http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/robot/robot_index.html

担当：愛知県健康福祉部高齢福祉課
介護保険指定・指導グループ
電話：052-954-6289（ダイヤルイン）

愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

人材育成や職場環境の改善等の取組みが一定レベル以上の事業所を対象に認定証を交付することで、事業所の意識改革を行い、事業所が従業員に対する研修等を積極的に行うなど、事業所の人材育成等の取組みを一層推進することを目的とした事業で、平成27年度に開始した事業です。

1 事業内容

(1) 認証事業所の選定

介護サービス情報公表の調査を実施した事業所で認証評価を希望する事業所を対象に申請を募り、評価項目を満たしている事業所を、認証事業所として選定します。

次ページの「認証の評価項目及び認証基準」を全て満たしている必要があります。

詳細については、高齢福祉課 介護保険指定指導グループのホームページで公表されている「介護事業所人材育成認証評価事業における認証基準及び確認（提出書類）」を参照してください。

(2) 認証事業所の決定及び認定証の交付

認証事業所の決定は県に設置する第三者評価推進会議で意見聴取のうえ行います。

なお、認証を受けた事業所に対しては、認定証交付式（あいち介護サービス大賞と同日程（平成31年2月24日（日））で行う予定です。

(3) 連続認証の表彰

3年、5年、10年連続して認証を受けた事業所については、通常の認定証に加えて、連続認証の表彰状を発行します。

(4) 認証事業所及び事業の趣旨に賛同する企業によるロゴマークの使用

平成30年5月より、認証事業所及び事業の趣旨に賛同する企業による届出により、ロゴマークの使用を認めます。詳細は高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページをご覧ください。

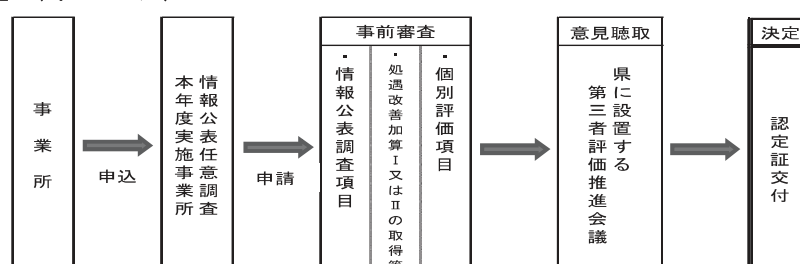
2 申請方法

高齢福祉課 介護保険指定指導グループのホームページに公表しております。

平成30年度の締め切り日：平成30年9月10日（月）当日消印有効

なお、対象事業所は、平成30年度介護サービス情報公表調査を任意で申し込んだ事業所が対象です。（義務調査の対象事業所は、愛知県介護事業所人材育成認証評価事業の対象外です。）

◎ 認証手続き（イメージ）



愛知県介護人材育成事業所認証評価事業

認証の評価項目及び認証基準

	評価項目	認証基準(全て必須)
1 の新 育成 規 採 用 者	①新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定	・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修計画がある」をクリアしている
	②新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施	・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修の実施記録がある」をクリアしている
	③OJT指導者に対する研修等の実施	・OJT指導者又はプリセプターの設置及び全職員への公表 ・OJT指導者やプリセプターに対する研修の実施
2 キ ャ リ ア パ ス と 人 材 育 成	①資質向上目標及び具体的計画の策定	・介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅱを満たしている ↓ ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定している ↑
	②資質向上計画に係る研修の実施又は研修機会の確保	
	③能力評価の実施又は資格取得のための支援の実施(受験対策講座の開催、受講料の負担、受験手数料の負担など)	
	④人材育成を目的とした意見交換(面談)の実施	
	⑤給与体系又は給与表の導入及び職員への周知	・介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰを満たしている
3 職 場 環 境	①休暇取得・労働時間縮減のための取組の実施(休暇の計画取得促進、リフレッシュ休暇、誕生日休暇など)	・取組推進のための検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知
	②出産後復帰に関する取組の実施(育児休業中のコミュニケーション、職場復帰プログラム、施設内保育所の設置、再雇用制度など)	・取組の実施及び全職員への周知
	③育児、介護を両立できる取組の実施(柔軟な勤務制度、学校行事参加のための特別休暇制度、女性が働きやすい取り組みなど)	・取組の実施及び全職員への周知
	④健康管理に関する取組の実施(相談体制の整備、夜勤ガイドラインなど)	・健康管理、増進に関する検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知
4 社 会 貢 献 等	①情報公表調査の任意の受審	・1年以内の情報公表調査を受審し、一定レベル以上である
	②地域との交流(イベントへの地域住民の招待、実習やインターンシップ受入ガイドラインの作成、ボランティアの受入など)	・情報公表制度における評価項目「地域との連携、交流等を行っている」に関する3項目のうちいずれかをクリアしている
	③関係法令の遵守	・過去5年間指導監査において勧告又は行政処分を受けていない ・情報公表制度における評価項目「従業者に対する倫理、法令等の周知等」に関する2項目のいずれもクリアしている

※「2 キャリアパスと人材育成」の認証基準で、介護職員処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定されていない事業所にあつては、評価項目①から⑤をそれぞれ満たす必要があります。

あいち介護サービス大賞 ～介護福祉の未来を拓く先進事例発表会～

1 事業概要

介護サービス事業所での先進的な取組事例を発表・表彰します。

2 事業の目的

要介護者の増加に伴い、介護サービスの必要性はますます高まっており、その中でも「介護サービスの質」が重要視されていますが、これまでは、各事業所で工夫しながら実施されている様々な取組事例も、情報交換する場がないため、質の高い事例があっても他の事業所で生かされることがありませんでした。

そこで、様々な取組を紹介することにより、各事業所で実施可能な先進的な事例を導入することができるようになります。また、優れた事例を表彰することで、介護従事者のモチベーションを高める効果も期待でき、介護の質を向上させるとともに、離職防止に資する効果も期待できます。さらに、介護サービス事業所での優れた取組を発表することで、介護従事者はもちろん、一般住民や介護に携わろうとする学生の関心を喚起することにより、介護の仕事の理解を促進し、介護人材のすそ野の拡大を図ります。

3 平成30年度第6回あいち介護サービス大賞の実施内容及びスケジュール

(1) 内容

介護サービス事業所から先進的な取組事例を公募し、学識経験者や県職員等により10事例程度を入賞事例として選定します。入賞事例を申込者から会場で発表し、来場者による投票を行い「あいち介護サービス大賞」を決定し、表彰します。

(2) 開催スケジュール

8月～10月頃	介護サービス事業所での先進的な取り組み事例を公募
11月～12月	学識経験者や県職員等により入選事例選定
2月頃	「あいち介護サービス大賞」開催

4 演題テーマと申し込み

(1) 演題テーマ：サービス向上に関する取り組み

(2) 申し込み：愛知県健康福祉部高齢福祉課介護保険指定・指導グループホームページにてご案内しますので、ふるってご応募ください。

5 平成29年度第5回あいち介護サービス大賞結果

平成30年2月25日（日）午後0時30分から、吹上ホールにおいて、第5回あいち介護サービス大賞～介護福祉の未来を拓く先進事例発表会～を開催し、応募のありました18事業所の中から、選考委員により選考された8事業所が先進事例を発表しました。来場者の投票の結果、デイサービス蒲郡「いつまでも自分らしく生活するために」が、大賞に選ばれました。事業者の皆様におかれましては、発表事例を参考にいただきまして、今後の介護サービスの向上に役立ててください。

また、平成30年4月3日（火）には、入賞者による知事表敬訪問を行いました。

事業所職員の研修等助成事業について

愛知県では、介護の仕事の魅力・やりがいを広く県民の皆様に発信する事業や介護事業所の職員の方のキャリアアップや資質向上のための研修等に対し助成を行っています。

1 介護の普及啓発事業

介護の仕事への理解促進・普及啓発を目的に、介護に従事していない方を対象に行うセミナー・講習会に対して補助します。

- ◆補助率 3/4（1/4 は事業所負担）
- ◆補助額(上限) 1 回あたり15万円

2 研修受講支援事業

従業員が喀痰吸引等研修やアセッサー講習を受講する際に介護事業所が負担した受講料に対して補助します。

区 分	補助率	補助額（上限）
喀痰吸引等研修 1号・2号研修	1/2 〔1/2 は事業所負担〕	受講者1人あたり 9万円
喀痰吸引等研修 3号研修		受講者1人あたり 3万円
アセッサー講習	3/4 〔1/4 は事業所負担〕	受講者1人あたり 1万5千円

3 介護福祉士資格取得支援事業

従業員が実務者研修や喀痰吸引等研修を受講する際に必要となる代替職員の雇用経費に対して補助します。

- ◆補助率 1/2（1/2 は事業所負担）
- ◆補助基準額(上限) 1 時間あたり1,250円

4 喀痰吸引等整備事業

喀痰吸引等登録研修機関を新設する際の備品購入費に対して補助します。

- ◆対象経費 喀痰吸引等研修にかかる演習用器材（新設時に限る）
- ◆補助率 1/2（1/2 は登録研修機関負担）
- ◆補助額(上限) 1 登録研修機関あたり50万円

◇詳しくは、愛知県健康福祉部地域福祉課ホームページをご覧ください。

【平成30年度愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）】

アドレス <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/0000087886.html>

電話によるお問い合わせは 052-954-6814 地域福祉課福祉人材確保グループ